

平成 30 年度

第 2 回 東京都 子供・若者 支援協議会
連絡調整部会

平成 31 年 2 月 19 日（火）

都庁第一本庁舎南側 16 階

特別会議室 S4

午前 9 時 57 分開会

○座長 おはようございます。少し早いんですが、委員の皆様全員おそろいですので、始めさせていただきます。

ただいまから東京都子供・若者支援協議会連絡調整部会、開催いたします。本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。また、日ごろから東京都の青少年施策にご理解やご協力をいただきまして、重ねて感謝申し上げます。

私は、本日の本会議の座長を務めます、青少年・治安対策本部若年者対策担当課長の西村と申します。よろしく願いいたします。

それでは、最初に配付資料の確認をさせていただきます。本日の次第になります。その次が出席者名簿になります。その次が座席表ですね。それで、その次が本部会の設置要領になっております。もう一つのクリップどめになりますが、これは後ほど女性相談センターに発表いただきます若年被害者女性等支援モデル事業の資料になっております。あと、もう一つの、今度はホッチキスどめになっている資料ですが、東京しごとセンター、ワークスタートの事例ということで、これは個人情報を含んでいますので、会議終了後、回収をさせていただきます。あと、リーフレット等をお配りしております。東京都の「若ナビα」とひきこもりの関係のリーフレット。あとは、T O K Y O チャレンジネットのリーフレット。あと、消費生活総合センターのプレス資料がございます。あと、警視庁少年センターのガイドと、あとはA 4判の「インターネットと子ども達」という、こちらのチラシ。あとは「法テラス東京のご案内」がございます。最後は、この「若者の自立等支援相談ガイドブック」というピンクの冊子ですけれども、基本的には区市町村の職員の方向けということで、関係機関が一覧となっていて、相談対応にご活用いただいているものなんですけど、これの平成 30 年度版ということで出しております。こちらのほうの作成に当たりましては、本会議に出席の委員の皆様のご協力をいただきまして、原稿の確認をいただいております。発送もしております。きょう、改めて委員の皆様にはお配りしたというところになっております。

配付資料は以上ですが、お配りの資料で過不足等ございますでしょうか。不足している場合には、事務局までお伝えください。

続きまして、本日の会議の公開についてですが、都の附属機関については、原則公開ということが附属機関等設置運営要綱に規定されておりますので、本日の会議も原則公開とさせ

ていただきます。現在はいらっしゃいませんが、傍聴の方がお越しになる可能性もありますので、ご了承ください。

また、速記の方が入っております、議事録につきましては、後日、改めまして委員の皆様にご確認をいただいた後、公開する予定でございます。ご了承くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、次第にのっとりまして、議事を進めさせていただきます。

最初に、青少年担当課長の堀江よりご挨拶申し上げます。

○青少年担当課長 青少年担当課長の堀江でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、ご多用のところ、東京都子供・若者支援協議会連絡調整部会にご出席いただきありがとうございます。また、日ごろから、東京都の青少年施策にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当連絡調整部会につきましては、昨年の10月に第1回を開催し、本日が第2回目となります。第1回の部会におきましては、青少年・治安対策本部の相談事業である東京都若者総合相談センター「若ナビα」及び東京都ひきこもりサポートネットの相談事例に基づき、ご参加の皆様にご具体的な支援の方法、あるいは他機関連携等につきまして、さまざまなご意見をいただきました。また先日、2月8日には、子供・若者支援協議会の代表者会議を開催しております。

本日は、ご出席の委員の方より、日ごろの支援等における取り組みや課題等をご発表いただくとともに、それぞれのお立場からご意見を賜ればと考えております。

今後も、当連絡調整部会を通じまして、本日ご参加の皆様はもとより、さまざまな分野の関係機関の皆様、あるいは区市町村の職員等がスクラムを組み、連携していくことで、支援ネットワークの充実を図り、困難を抱える若者等への切れ目のない支援を実施してまいりたいと考えております。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

○座長 ありがとうございます。

それでは、本会議の設置趣旨になりますけれども、本会議につきましては、東京都子供・若者支援協議会の部会として設置しております、若者の自立等支援にかかわる以下の三つについて検討することとしております。関係機関相互の情報共有、連携強化及びネットワーク化に関する事、事例の検討に関する事、その他連絡調整部会で協議を必要とする事項に

関することということで、連携強化に向けて、委員の皆様とともに、支援者相互の顔の見える関係の構築を目指しまして、事例の検討、対応方法について意見交換などを行い、ここから実際の具体的な支援での連携につなげていきたいと考えております。今後ともよろしくお願いたします。

それでは、委員の皆様の出席状況の報告をさせていただきます。先ほどの出席者名簿のとおりになっております。ご紹介につきましては、名簿と座席表をもってかえさせていただきます。

なお、本日のご欠席の方、連絡をいただいている方ですけれども、7名いらっしゃいます。東京都教育相談センター統括指導主事の天津様、東京都世田谷児童相談所長の岡野様、東京都立誠明学園自立支援課長の高井様、東京都立多摩総合精神保健福祉センターの副所長の橋本様、東京保護観察所首席保護観察官の濱近様、東京都保護司会連合会事務局長の市川様、東京都人権啓発センター総務課長の田村様ということで、7名になっております。

また、代理でご出席いただいている方、2名いらっしゃいます。東京都多摩小平保健所の保健対策課長 桑波田委員の代理として、東京都西多摩保健所保健対策課長の源様にご出席いただいております。また、認定特定非営利活動法人文化学習協同ネットワークみたか若者事業統括責任者 高橋委員の代理としまして、常務理事の藤井様にご出席いただいております。よろしくお願いたします。

それでは、次第に戻りまして、議題1、青少年・治安対策本部の取り組み状況につきまして、私のほうからご説明をさせていただきます。

特段、資料は配付しておりませんが、先ほどお配りした東京都若者総合相談センター「若ナビα」と「ひきこもりの問題を抱えるご家族の方へ」のリーフレットを参考にさせていただければと思います。

私ども青少年・治安対策本部では、生きづらさを抱え、自立に困難を抱える若者を支援するため、相談窓口の運営、地域で支援を行う民間支援団体の支援、区市町村における支援体制の整備促進などの取り組みを行っております。

相談窓口としましては、若者のさまざまな悩みについて相談を受ける東京都若者総合相談センター「若ナビα」、ひきこもりの問題を抱えている本人や家族からの相談を受ける東京都ひきこもりサポートネット、この二つの相談窓口を運営しております。

「若ナビα」につきましては、若者やその家族を対象としました無料相談窓口としまして、

電話やメール、来所による相談を受けております。

今年度の4月から12月までの実績になりますけれども、電話相談が5,221件、メール相談が249件、来所相談が107件ということで、1か月当たり600件程度の相談を受けております。

相談内容としましては、若者の場合は、孤独感や人間関係がうまくいかないなど自分自身に関することが多く、家族の場合には、子供との接し方や子供の将来に不安を感じるなどの親からの相談が多くなっております。

「若ナビα」では、若者や家族の状況に応じまして、教育、福祉、保健医療、矯正・更生保護、雇用等の分野の支援課につなげるなど、若者の自立を後押ししております。ということで、リーフレットのほうにも、さまざまな悩みに対応しているとの記載をしております。

名刺サイズのPRカードですけれども、こちらのほうは、この春に卒業される高校3年生、都立・公立・私立、全ての高校生に、学校を通じて配布をしております。また、児童養護施設を退所される方や、自立援助ホームを退所される方に、施設長を通してお渡しいただいております。現時点では悩みがない場合も、その後、悩みが発生した場合には、「若ナビα」にぜひ相談してくださいということでお配りをしております。

続きまして、東京都ひきこもりサポートネットにつきましては、こちらのA4判のリーフレットを参考にいただければと思います。

ひきこもりの相談窓口である東京都ひきこもりサポートネットにつきましては、ひきこもりのご本人やご家族を対象に、無料で電話やメールによる相談を行っているほか、家庭への訪問による相談も実施しております。

今年度の4月から12月までの実績になりますが、電話相談が1,499件、メール相談が528件、訪問相談の申込件数が25件となっております。

東京都ひきこもりサポートネットでは、ひきこもりの長期化を未然に防ぎ、早期に適切な支援につなぐため、ひきこもりのご本人やご家族の状況に応じて、地域でひきこもり支援を行っている東京都若者社会参加応援事業実施団体や保健所、地域若者サポートステーション等をご紹介します。

本日お配りしているリーフレットに、関係機関が掲載されておりますが、これらの関係機関と連携を図りながら、ひきこもりのご本人やご家族の状況に応じた支援の充実を図りますということで、こちらのリーフレットを開いていただきますと、サポートネットの案内

と、あとは、東京都若者社会参加応援事業ということで、地域でひきこもり支援を行っている団体を掲載しています。前回もご紹介したかと思うんですが、今年度、一番下の東京シューレと一般社団法人 S p i r i t の二つが若者社会参加応援事業に加わりまして、21 団体が、それぞれの地域で特徴を生かしながら支援を行っております。

また、公的機関ということで、東京都立精神保健福祉センター、東京都発達障害者支援センター、地域若者サポートステーションとか、東京しごとセンター、ハローワーク、教育相談センター等、関係機関が載っております、あとは都の保健所や区の保健センター等も一覧として掲載をさせていただいております。こちらのほうも、ご参考までにお配りしております。

本会議の設置趣旨にもなっております関係機関の連携強化につきましては、本部会におけます情報共有をはじめ、個別のケースにつきましては、「若ナビα」やひきこもりサポートネットでは、それぞれ関係機関を集めまして、援助方針会議やケース検討会議を開催するなどにより、連携強化に努めております。

あと、今日ご紹介をさせていただくのは、先ほど触れました、こちらの「若者の自立等支援相談ガイドブック」になります。こちらのほうの作成につきましては、ご協力いただきましてありがとうございます。今回は 11 月の時点で内容を更新させていただいております。

これに関連した内容になりますが、若者や家族、支援機関等が最適な相談支援機関を容易に見つけることができる仕組みとして、社会資源の情報を総合的に集約したポータルサイトを年度内、3 月末までに開設いたします。このガイドブックは紙ベースなんですが、ポータルサイトではインターネット上でも情報を検索できるようになるということで、今、つくり込みを行っております。年度内開設ということで、3 月の末近くになると思いますが、そこを目指して今やっておりますので、また、開設する際にはご連絡できればと思っております。区市町村や支援機関の皆様にごらんいただく部分もありますし、あとは都民の方も検索できるよう今つくり込みを行っておりますので、ご承知おきいただければと思います。

最後になりますが、資料はございませんけども、来年度の組織改正についてお知らせいたします。

1 月 25 日付で、来年度の東京都の組織体制と予算について発表がございました。最終的には都議会でご審議いただいて決定することになりますけれども、当本部の関連としましては、ひきこもり支援施策につきましては、福祉保健局に移管しまして、年齢にかかわらず対

応していくということになっております。

また、青少年・治安対策本部については、名称が変更になりまして、都民安全推進本部に改正をいたします。

なお、若者の支援につきましては、引き続き当本部で対応いたします。この子供・若者支援協議会を初め、東京都若者総合相談センター「若ナビα」につきましては、引き続き当本部で所管しますので、引き続きの連携をよろしくお願ひしたいと思っております。

ということで、組織改正についてもお知らせをさせていただきました。

以上が青少年・治安対策本部の取り組み状況等についてで、私からの説明になりましたけれども、今までの説明の中で、何かご質問等ございましたらお願ひいたします。よろしいでしょうか。

(なし)

それでは、また何かありましたら、会の最後のほうでも、ご意見、ご質問等、おっしゃっていただければと思います。

続きまして、議題の(2)「各構成機関における支援の取り組み、課題等について」に移らせていただきます。本日、ご参加の委員の方々にご発表いただきまして、それに基づいて全体で意見交換をさせていただければと思っております。

まず最初に、東京都女性相談センターの和田所長よりご発表をお願ひいたします。

○和田委員 東京都女性相談センター所長の和田でございます。常日ごろから、当センターへのご協力、ありがとうございます。

若年被害女性等支援モデル事業につきましては、この会議の第1回でもご紹介させていただいたところですが、開始から5か月がたちまして、どのような支援をしているのか、どのような状況なのかということをお伝えし、その中で、皆様からご助言等をいただけたらと思っております。よろしくお願ひいたします。

まず最初に、資料でお示した図ですけれども、これが厚生労働省が最初にこの若年被害女性等支援モデル事業として絵柄を描いたものでございます。

このことにつきましては、若い女性たちはなかなか行政の窓口への敷居が高いということで、相談しにくい中、本当に心地よい言葉で誘ってくる風俗業の方とか、そういう方々に寄り添っていってしまう、そのことによって性的被害を受けてしまったり、その後の生活の目安が立たなくなったりという状況にさらされていると言われております。そのようなことを未

然に防ぐために、このモデル事業が開始されたところです。

このモデル事業は、実施主体としましては都道府県・市・特別区ということで、①から④までの支援がありますけれども、その中の①と②が必須の事業となっていて、①、③、④については民間の支援団体に委託できるとされています。

①の必須事業が非常に特徴がありまして、どうしても行政の相談機関は待つ姿勢といえますか、電話がかかってきて、ご本人みずからが訴えないとなかなか聞き取れない、そういう体制をとってしまうんですけれども、既にみずから夜間の見回りを行ったり、メールやLINEでの相談を行っている民間団体に活躍をしていただいて、まず自分たちから出かけて行って若い女性から相談を引き出していく、そのような支援をしていただくということになります。その後、しばらく支援に時間がかかる場合は、居場所で安全確保を行っていただき、その間に自立の支援をしていただくということになっています。

②の関係機関連携会議につきましては、これは実施主体の都道府県等が行うことになっておりまして、後からご説明しますけれども、私ども東京都のほうで、既に連携し、課長会と担当者会、それからケース会議等を行っています。実は、この会議の設置について東京都考えるに当たりましては、この東京都子供・若者支援協議会のづくり、枠組みについても、ご参考にさせていただきました。ありがとうございます。また、私どもの連携会議におきましても、こちらの青少年・治安対策本部の方々、関連するチャレンジネットの方々にもご出席をいただいているところです。ありがとうございます。

それでは、2枚目に移りますけれども、具体的にどのような支援をしていくかということが2枚目の事業イメージになっています。これは特に支援を具体的にしている市区町村や関係機関の方へのご説明にも活用させていただいた図です。

どうしようと困っている女の子たちが、アウトリーチ支援、夜間の見回りやSNS、ネットのサービスなどを使って、困っていることを引き出し、そして必ずその後には面接をして細かい情報を聞き出して、そして、しばらく居場所がない、支援に時間がかかるということであれば、それぞれの団体が確保している居場所でしばらく生活していただき、その間に何が必要なのか一緒に考えていただく。そして、面接をしたときに、既に、ある程度、どのような課題をもって、どのような支援が必要かということが明らかになるのであれば、居場所を通じずに、そのまま関係機関のほうに支援をお願いしに行くということになります。

この委託民間支援団体の下に女性相談センターがありますけれども、女性相談センターは担

当の相談員を設けておりました、民間支援団体が支援する女性に対する支援を一緒に考えていく、また、居場所での生活が長期にわたるときには、決して長くなることがよいというような考えを厚生労働省のほうでは持っていませんので、自立支援計画を立てて、なるべく早く必要な支援に結びつけていく、そのような支援なども女性相談センターの担当者が行っているところです。そして、民間団体と関係機関とのつなぎの部分丁寧に行っていく、その役割も持たせていただいているところです。

3枚目を見ていただきますと、どのような民間団体に委託したかということですが、1枚目のところに、各自治体、補助率が国 10/10、1か所当たり補助単価約 1,000 万円と書かれておりますけれども、そういう意味では、厚生労働省から各団体にこれだけのお金をいただいて、使って支援をしていただいているということになります。

委託民間支援団体の一つ目が特定非営利活動法人 BOND プロジェクトです。

2006 年に「VOICE MAGAGINE」という小冊子を発行して、聞く・伝える・つなぐということで、女の子の声を聞き、そして支援につなげていくということをやっていますし、特に荒川区の若年世代の自殺予防相談事業を引き受けておられて、自殺対策についても造詣の深い団体であります。

相談としては、LINE、メール、電話等で行っていただいて、見回りの場所としては、渋谷区のセンター街の周辺や、千代田区の秋葉原の周辺、それから豊島区の池袋駅の周辺、そのあたりを日時は不定期に、今、まだ始まったところですので、どの時間帯に何曜日に行くと、一番、女の子たち、女性たちに会えるのか、話が聞けるのかというのを模索しながら、今、なさっていただいているところです。

そして、主な対象としては 10 代・20 代の女性ということで、居場所につきましても、みずから確保しているのと、そのほかにも自分たちの知っている民間団体に、委託といいますか、居場所を確保していただいています。

5 ページのところに、BOND プロジェクトがどのような活動をしているかというのを、これは東京新聞の記事から引っ張ってきたものですが、掲げさせていただきました。正面を向いているのが、橘ジュンさんという、この BOND プロジェクトの代表の方ですが、まず出かけて行って女性と会って、話を聞いて、何が必要なのかを聞き取っていくということのみずからなさっています。

記事の下のところにありますのが「VOICE MAGAGINE」で、この小冊子に、本

人の了解を得た上で、一人一人の女性たちの声を掲げて、そして、それを配ることによって、また新たな女性たちに声をかけていく。そのツールをもとに、「あ、私だけではないんだ。こういう人たちがいっぱいいるんだ」ということをわかってもらって、声を上げてもらう、つながっていく、そのようなツールとして使ってもらっています。

次に、一般社団法人C o l a b oです。

2011年に設立されまして、「すべての女性に衣食住と関係性を。」と、「困っている少女が暴力や搾取にいきつなくてよい社会に」ということを掲げておられます。

企画展として、「私たちは『買われた』展」という写真展を日本全国で展開をされています。それから、「夜の街歩きスタディツアー」ということで、さまざまな方々に夜の渋谷とか秋葉原に来ていただいて、一緒にスタディツアーをしながら、若い女性たちの生活の実態、夜の街の危険性などをお伝えをしていく。そういう意味では、非常に発信力のある団体であります。

この方々が特になさっているのが、夜間巡回バスを新宿区の新宿区役所の前と、それから渋谷区の神宮通り公園に月2回ずつ停車させて、そこで相談を受けたり食事や物品等の提供などを行っています。そして、C o l a b oとしては特に中高生の女子をターゲットにしているところです。居場所につきましても、都内複数箇所にみずから持っていたり、いろんなところをお願いしたりという形で、確保をされているところです。

この団体につきましては、4ページ目にマスコミの資料を皆さんにお渡ししましたけれども、これが巡回バスということで、ピンク色のバスをこのように、これは新宿区役所前ですけれども、停車をさせているところです。そして、もう一つは神宮通り公園にも停車させていますけれども、ここから少し出かけて行って、女の子たちに「よかったらバスに来ない？」と声をかけて、食事を提供しながら、いろんな洋服、日用品等を提供しながら、じっくりと腰を落ちつけて、いろんな話を聞いていくというようなことをなさっているということになります。

それから、3番目が特定非営利活動法人人身取引被害者サポートセンターライトハウスです。

こちらは特に人身取引被害者の対応ということを行っている団体です。ですので、AV出演強要や児童買春等の相談を主に専門的に受けてもらっています。そういう意味では、昨年、一昨年、婦人相談所もAV出演強要やJKビジネスにさらされている若い女性たちへの

支援をするようにと。非常に社会的にも問題になりましたので、そのような視点から、女性たちへの声かけをしていただいているということになります。

この団体も、メール、電話、あとネットパトロールということで、女の子たちが「私は寂しい」など、ネットで、SNSで声を上げたときに、ぱっといろんな男性の人とか風俗も含めての方々からの声かけが入るわけですけれども、その中に、こういうライトハウスとか行政機関とか、本当に親身になって支援するところがあるんだよと声かけをするようなネットパトロールなども行っています。見回りとしましては、新宿区の歌舞伎町周辺を、これも日時を不定期に、いろんな時間帯を試しながら見回っていらっしゃいます。

10代・20代の女性を主な対象として、都内の複数箇所に一時シェルターを、ご自分たちというよりも、いろんなところをお願いして確保しているというところでは、

この団体につきましては、6ページに写真がありますけれども、この女性が藤原志帆子さんという代表者の方で、手に持っていらっしゃるのが「BLUE HEART」というAV出演強要やJKビジネスに遭ったときはどうしたらいいのかということをも漫画で示している小冊子です。この団体の対応状況については右上に載っていますけれども、下の地図は、この団体の巡回エリアである歌舞伎町の中で、例えば歌舞伎町の交番に立ち寄りたり、あと、夜間だけやっている薬局があるんですけれども、そこにパンフレットを置いてもらったりしながら、女の子たちに声かけをして、こういうところに相談してくださいというカードを渡しながら巡回をしてくださっている。そのような活動をしてくださっているところでは、

連携会議につきましては、月1回行うということになっていますので、課長会と担当者会とケース検討会を取りまぜて、毎月1回行っているところでは、課長会につきましては、この事業を始める前に一度お集まりいただいて、この事業を始めるに当たっての説明をいたしました。それから、連携会議の担当者会では、実際に行政機関の実務担当の方や民間団体の方等にお集まりいただいて、実施状況の報告をしていただき、共有をして、自分のところで何ができるだろうかと考えていただけるような、会議をしてきたところでは、あとは、ケース会議を各団体ごとに実施させていただいて、かかわったケースの進め方や、そのことを振り返り、また、どのように進めていったらいいか一緒に考えることを、女性相談センターが主催をして民間団体と関係機関と一緒にしているところでは、

関係機関との連携の事例としましては、民間団体の夜回り等で出会った、そしてどこにも居場所がない女性をまず居場所に保護して、それからじっくりとどのようなことを求めている

るのか聞き取り、そして行政の支援を受けることが必要と考えたときには、女性相談センターの担当相談員に連絡をいただくことにしています。そして、女性相談センターの担当職員が、どのような支援が求められているのかということを知り、そして「居場所」のある自治体に対し、女性と団体が相談に行くことや、求められていることがどのようなことなのかをざっとご説明をして、つなぎをしております。そして、女性と民間団体が自治体に相談して、私どものところも含めてシェルターにつながったというような方々が複数名いらっしゃいます。

具体的な課題ということになりますけれども、もともと、なかなか若年女性が行政の支援につながらないというところには、一つは若年女性へのサービスがなかなかないということも現実としてあります。ですので、居場所のある自治体や夜回りをしてくださっている場所の自治体などに、このフロー図をもとにご説明を差し上げましたけれども、つなげてもらっても、自分たちが何ができるのかわからないと、非常に難色を示されたのが正直なところで、結局は、生活保護を受けさせることになるのか、宿泊所などの居場所を行政として提供するのか。けれども、もともとはそのような行政の機関の居場所などにつながらないからこそ、このような民間団体が提供している居場所にいる女性たちが存在するということですので、つながっても、その女性が受けたい支援を持っておらず提供できないということは、非常に難しい状況だということは私どもも直面しているところです。

もちろん、その中で期待されていますのが、私どもの女性相談センターの一時保護所ということになりますけれども、どうしても私どももDV被害女性への支援を中心にさせていただいているところがありまして、スマホが持ち込めないとか、生活状況がどうしてもなかなかオープンではないということとか、集団生活であるということとか、なかなか若い女性の方々に利用しやすいところではないということも現実なところがありまして、非常に難しさは感じているところです。それでも、民間団体の方々が、そのような私たちのことも一緒にやりながら理解してくださって、つなげてくださっています。

もう一つが、若い女性たちの抱える課題の難しさ、複雑さです。やはりSOSを出してくる女性たちは、子供のときから虐待を受けたり、実際に性暴力などを受けている方々が多いということです。そして、どこにも支援してもらえない、居場所がないという方々の中に非常に精神的なダメージが大きく、専門的な医療が必要な方々が多くなっています。けれども、この方々が居場所にいる間につきましては生活保護は適用されないという厚労省

の見解がありますので、医療にどのようにつなげていくのか、無料低額診療の方向などがありますけれども、なかなか使いにくかったり、非常にこのことが課題になっている状況もございます。

もう一つは、民間団体の個性や強みをどのように生かしていくかということも重要なことかと思えます。このことにつきましては、先日も民間団体がかかわっていらっしゃる方をどのような支援につなげていったらいいのか、本当に悩んでいらしゃったので、民間団体の方と支援を求めている女性の方と私どもの相談員とで、一緒に面接をしました。民間団体の視点で困り感を聞き取ることと、私どものような、行政機関がその女性の困り感を聞き取ることでは、全く視点も違うし立場も違うし、聞き取り内容にも違ってくるんだなということはこの間経験させていただいたところです。

そういう意味では、民間団体にアウトリーチをしていただいて、その後、行政につないでいただいているので、私たちのような、皆様方とこうやってネットワークをとらせていただいている行政としての強み、いろんな支援があるということを念頭に置いての聞き取りやつなげていくことということは、民間団体と両方一緒にやっていく強みだなと感じているところです。

そのような3点ですね、行政のサービスが少なく、なかなかつながりにくいこと、それから女性たちの抱える課題の難しさ、医療が必要であるけれども、なかなかそれが得ることができない困難性、それと、民間団体の個性や強みを生かし、どうやって一緒にやっていくかということなどを念頭に置きながら進めていっているところです。

来年度も、厚生労働省では、まだ概算要求のところですがけれども、同じ事業の予算要求をしております、来年度も引き続きモデル事業として行っていく予定ですので、これからも続けていく中で、ぜひ、皆様方にも、この担当者会、またケース検討会にお声をかけさせていただき、その中で共有させていただいて、知っていただいて、どのような支援をできるのか、ご一緒に考えていただけたらと思っております。

以上です。

○座長 ありがとうございます。

今、若年被害女性等の支援モデル事業ということで発表いただきました。課題についても三つ挙げていただきましたので、そういう点も踏まえまして、皆さんからご意見をいただければと思います。

こちらの事業は、モデル事業ですけれども、実施しているのは全国で東京都だけでしょうか。

○和田委員 東京都だけです。

○座長 東京都だけなんですよね。だから、本当に貴重な事業になるのかなと。ここで実施した色々な支援が、また次につながっていくのかなというふうには考えております。

それでは、委員の皆様から自由にご意見をいただければと思いますが、例えば、若年女性の被害ということだと、被害者支援都民センターの佐藤委員、もし何かございましたらお願いいたします。

○佐藤委員 ご説明ありがとうございました。

完全に感想になってしまうんですけれども、私たち被害者支援都民センターでは、犯罪の被害に遭われた後の方に対して、刑事手続のサポートであるとか、精神的支援などを行っているんですけれども、やはり若年層の女性がSNSなど、それからまち中のナンパなどから性的被害に遭うというような事例を私たちも大変多く経験しております。被害に遭うまでに、若年の女性たちが、やはりご家庭の問題であったりだとか、成育歴の問題であったりだとか、あとは個人的な発達の問題であるとか、能力の問題であるとか、いろいろな困難を抱えながら、そこにたどり着いてしまうというような背景があるなというのは感じております。そういった背景がありますと、逆に、やはり今もご説明にあったとおり、SOSという形で例えば相談電話であるとか、警察のほうからの情報提供という形で私たちにいただいても、そこから支援へのつながりにくさというものは日々感じているところです。

今ご説明があったように、やはり彼女たちのほうに寄っていくというか、こちらが何か自分たちの持っている支援のスキルであるとか、支援できることだとか、そういったものをただ投げかけるだけではなくて、やはり彼女たちのほうに寄って行って支援をしないと、つながっていかないのかなというのはすごく思っているところです。

女性もそうなんですけれども、やはりSNSなどでは、男性の被害者もいらっしゃいますし、私たちのところにご相談に来るときには、基本的には処罰感情があったりだとか、犯罪であるという認識があっいらっしゃる方が多いんです。ただ、やはり若年層の方たちの被害ということになると、特に性犯罪などだと、なかなか立件が難しい、証拠をとるのが難しいという中で、さらに処罰感情があっても適正にそれを罰するというところまでたどり着かないということが非常に多いです。あとは、逆にナンパのような形で被害に遭ったんだけれ

ども、自分としては、ついていった自分が悪かったという認識で、犯罪という認識がなくて、警察の立件があってから、「あ、これは犯罪だったんだ」というように初めて気づかれて、支援につながるというようなケースもあるというような現状があります。

今ご説明いただいた各民間団体の支援については、私もいろいろな報道などで拝見しておりますけれども、本当に、被害に遭う前とか、既に遭っているんだけど居場所がなくてという女性に近づいていけるのは、やっぱり民間のより近い立場の人たちなのかなというところは感じています。私たちもなかなかこういった団体と連携はできていないんですけれども、既にこういう形で支援をされているということをお聞かせいただいて、もしかすると、今の事業の中では、そういった犯罪被害者支援みたいなところでは、SARCさんと連携をされているのかもしれませんが、ケース検討などもしよろしければ、私たちもというふうに思っています。

ありがとうございました。

○座長 ありがとうございました。

それ以外の方で、ご意見等ありましたらお願いいたします。

西多摩保健所の源課長、保健医療の面からの支援について、ご発言をよろしくお願いいたします。

○源委員（代理） 先ほど生活保護等を受けていらっしゃる方、医療費がかかるというようなお話がありまして、ちょうど保健所では無料でエイズや梅毒の感染症の検査をしております。実際にそういう性的被害を受けられて、施設に来られて、どうしても病気のことが心配だということで、保健所に来られて、実際に検査を受けられた方もおられます。なかなか、保健所は、こちらから出て行って、実際に被害を受けられていらっしゃる方の検査を行うことは難しいんですけれども、民間団体の方から、そういう女性の方に、保健所の情報提供をしていただくと非常に助かります。

それから、もう一点、ここでは触れられていないんですけれども、薬物に依存されている方というのも少なからずおられるんじゃないかなと思います。保健所では精神科の先生の専門医相談で、ご本人やご家族からのご相談を受けておりまして、医師が見立てを行って、対応策等もアドバイスさせていただいていますので、ちょっと敷居が高いかもしれないんですけれども、保健所にも相談窓口があるということを知っていただけたらと思います。

以上です。

○座長 ありがとうございます。

保健所のほうでも、いろいろと保健医療の面から支援をされております。感染症の関係とか、薬物の関係も含めてということでございます。ありがとうございます。

それ以外の方で何かございますでしょうか。

法テラスの高村委員、何かございますか。

○高村委員 一つ情報提供も含めてなんですが、DVの関係で言いますと、私ども、セクハラ・DVの専門相談というのを実は平日、毎日行っております、こちらは、昨年度実績ですと430件だったんですが、ことしは、もう1月末で439件と、20%以上の割合でふえています。我々職員も日々の案件を見ている中でふえているなという実感があるんですが、それ以外にも、実は隠れているといいますか、一般相談の中で、離婚の相談というのが、前年度も5,600件ぐらいありました。その中では、実際はDVなんですけど、我慢をしているであろうという方がかなりいまして、そういった方も含めて、法律的な立場でどう解決できるかというところなんです。皆様のお話を聞いていて、やはり一つの団体だけ、自分の得意分野だけで終わってしまったら、ご本人様の根本の解決にはつながらないので、連携というのが必要であるなというところは実感、再認識させていただいたところです。

○座長 ありがとうございます。

それ以外の委員の皆様で、ご意見ございましたらお願いいたします。

○井村委員 では、よろしいですか。

○座長 はい、お願いいたします。

○井村委員 思うことはいろいろあるんですけども、1点だけ、1ページ目の関係機関連携会議のところ、法務少年支援センターも入るといいんじゃないかなと思いました。

○座長 今、鑑別所は、地域からの相談にも乗るということで、法務少年支援センターがありますよね。

○井村委員 はい、そうですね。東京には練馬と八王子、4月からは昭島に移ってきますけれども、2か所あります。少年院も2か所都内にあります。行き場のない若年層に関わっている専門家たちが組織を超えて知見を共有し考え続けていかないといけないかなと思います。あと、家出中の若年男性も被害に遭うという話は聞きますので、若年女性に限らず、家族や社会に居場所がない若者たちが、犯罪に巻き込まれていかないように、何とかしないとけない課題かなと強く思いました。

私からは以上です。

○座長 ありがとうございます。

それ以外の委員の皆様で、何かご意見ございますでしょうか。

私も今のお話をいろいろ聞いていまして、これは若年被害女性の支援モデル事業ということですが、やはりこういう生きづらさや、悩みを抱えた方をいかに支援につなげていくかというところで、この事業の特徴としてはアウトリーチの支援をして、そこから適切な支援につなげていくと。そういう適切な支援につなげる際には、こちらの関係機関の連携会議も含めて、ケース検討会議をして、適切な支援につなげていく。そして民間支援団体の特徴を生かしながら、どのような支援をしていくのかというところで、この辺は私どもの「若ナビα」ともいろいろと共通する部分が多いのかなと感じました。

ということで、連携先については、法務少年支援センターの話も出ましたが、もしかしたら、支援できる機関がこれ以外にもあるかもしれませんので、まさにこういう会議を通じて、いろいろお互いの取り組みを知ることによって、連携強化につながっていければいいかなと思いました。

○和田委員 ありがとうございます。

○座長 一つ目の若年被害女性等支援モデル事業については、以上でよろしいでしょうか。

○和田委員 はい。ありがとうございます。

○座長 続きまして、東京しごとセンターの永阪委員より発表をお願いいたします。

○永阪委員 ワークスタート支援事例という、ホッチキスどめの資料を使います。よろしくお願いたします。

東京しごとセンターは、就労支援という、一般の就労支援をやっておるんですけれども、若年に関しては、第1回的时候もご紹介しましたが、何もしていない状態から一歩を踏み出そうということで、即就職に向かえない方々に対してご支援をするプログラムがあります。

ピンクの冊子の 95 ページに、ワークスタートの記載があるので、ご参考にしていただければと思います。ワークスタートプログラムは、7週間しごとセンターに通っていただいて、グループワークを基本として、社会人との交流や仕事体験を行う中でコミュニケーション力をつけたり、自信をつけていっていただいて、初めて我々の就職支援のサービスに乗っていくことを目指しております。対象は 16 歳から 34 歳、年に 4 期あるんですけれども、1 期当

たりの定員が 15 名でございます。会場は、私どもの飯田橋の東京しごとセンターで行っております。

それでは、支援事例ということで、二つご紹介させていただきます。

ワークスタート受講生の特徴としては、本人の家庭環境や幼少期のいじめ、トラウマ等で、就職に一步踏み出せない、ひきこもっている方など、そういう方が多くいらっしゃいます。そのために、心理カウンセラーとキャリアカウンセラーの資格を持つスタッフが、心理面・キャリア面から本人の状況を確認、ヒアリングをして、その方に合った筋道を一緒に考えています。時には本人の同意を得た上で両親との相談や病院へのリファーなども行っております。

(個人情報を含む事例のため、削除)

○座長 発表を、ありがとうございました。

ワークスタート事業については、私も以前見学をさせていただきまして、7週間通うということですが、最初はコミュニケーションのとり方から始まって、実際に就労に向けて職場体験などいろんなプログラムをする中で、最初の時点と受講された7週間後の状況というのは、ご本人たちの表情もすごく変化していて、びっくりした記憶があります。その中で、今回ご紹介いただいた事例は、一つ目が家庭環境の問題を抱えた方の事例、二つ目は複合的な課題が疑われる方の事例ということでした。

それでは、各委員の皆様からご意見をいただければと思いますが、まず、就労支援ということで、ハローワークでもいろいろ取り組みをされていると思いますが、東京労働局の職業安定部の伊藤委員のほうで、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○伊藤委員 ワークスタート、7週間・週5日でしたっけ、かなり手厚い支援だなと思っています。正直、ハローワークでそこまでなかなかできるような体制がありませんので、これだけ手厚い支援をやっているというのは、率直にすばらしいなと思いました。

(個人情報を含むため、削除)

最近、ハローワークの現場ですと、基本的に若者というのは非常に就職環境がいい中で、なかなか就職できないのは、やはり困難を抱えている方で、いわゆる発達障害なのか、そうじゃないのかというボーダーラインみたいなところがあり、そのような方々への対応というのも、一つの課題になっているのは事実です。障害者手帳の話ですとか、話に絡めるんですけども、なかなかご本人にストレートに伝えるのも、なかなか難しいので、いろいろ、こ

うしてみたら、ああしてみたらという提案はしています。今、発表いただいた事例になってきますと、ハローワークとしては、なかなか難しいところも出てくるので、ですので、こういった支援をしごと財団さんのほうでやっていただく、我々はそこにハローワークを併設して協力していますので、まさにその辺は分担しながらうまくやればよいなと思っております。

私からは以上です。

○座長 ハローワークとしごとセンターが連携しながらということで、ご意見をいただいております。

ほかの委員の方でございましたら、お願いいたします。

○山崎委員 しごとセンターで就労に向けて7週間ということで、きめ細かく支援をなさっているの、感心して聞いていたんですが、2番目の事例で、先ほど就労支援機関でどこまでやるのかというお話がありましたが、もちろんハローワークとの連携はあったと思いますが、障害の可能性を考えると専門機関に意見を求めるとか、いろいろな方法等が考えられます。おそらく、障害関係の期間に相談するように伝えても、つながらないと思うので、しごとセンターから専門機関に相談をしていただいて、どのようにしていったらよいか一緒に考えることができると思います。連携という観点からは、就労の枠だけじゃなくて、専門機関にご相談なさるというのも、一つの方法かなと感じました。

○座長 ありがとうございます。

本人の状況に応じて、どういう支援機関につなげていくかというところが非常にポイントなのかなと感じました。

○永阪委員 (個人情報により削除)

今おっしゃられたのは、しごとセンターなりが専門機関に、「こういう方がいるんだけど、一度、ちょっと見てくれないか」と依頼して、ワークを見学していただいて、その知見から、何らかの解決策に結びつくかもということなんですかね。

○山崎委員 このようなケースの場合、おそらく専門の相談機関に行ってくださいと言っても行かない可能性があります、このケースでは、しごとセンターさんのプログラムには参加している。そこを大事にして、プログラムをやりながら、そこに専門機関が入って行って、流れの中で無理なく専門機関につながっていくとか、ちょっと時間はかかりますけど、そういうほうがうまくいくというか。やはり専門機関も、今はもう外に出ていくので、保護者の

方とお話ししたり、ご本人ともお話ししながら、専門機関にご本人たちが行ってみようかなという気持ちになっていただくというような流れというのも一つあるのかなと思います。だけど、やはりこういう方だと、就労支援、しごとセンターさんでどこまでやるかとかということが問題ですが、そのプログラムに行っているというところを大事にしていくということだと思います。

○永阪委員 ワークスタートだけじゃなく、先ほど労働局の方もおっしゃったんですけど、普通のセミナー受講者でも、支援が必要かなという方もいらっしゃるんですよね。仕事をしたいという思いが強くて、何社も受けるんだけど、全然受からないんですよ。そういうときにも、専門機関の方からアドバイスを頂ける機会があれば、当然、保護者の方とも先に話をしなければいけないというのはあるのかもしれないんですけど、中には、保護者もお呼びしてあっていただくこともできるということなんですね。わかりました。

○座長 ありがとうございます。

○藤井委員（代理） 専門機関も外に出ていけるって、結構衝撃なんですけど。

○山崎委員 私どもの発達障害者支援センターは出ていきます。

○藤井委員（代理） T O S C Aさんも来てくれるんですか。

○山崎委員 行きますよ。今実際に行っています。

○藤井委員（代理） どうなんですか。どれぐらいの機関が、どの程度来てくれるんでしょうね。

○山崎委員 ほかの機関がですか。

○藤井委員（代理） 何かわかる場所ありますか。

○山崎委員 T O S C Aの場合は、地域支援マネジャー事業という事業をやっている状態で、地域に出て行って支援機関へのバックアップ、区市町村の発達障害者支援体制の整備に協力、事例検討会への参加等、を実施する事業として位置づけられています。ですから外に出やすい、出ないといけないしというのはあるんですけど、ほかの機関となったとき、どうなんでしょう。

○藤井委員（代理） あまり聞かないですよ。

○山崎委員 なかなか難しいかもしれないですね。

○藤井委員（代理） 一時期、松沢病院がやっていた「わかば」も、終わりになっちゃいましたものね。あと、聞かないですよ。

- 山崎委員 なかなか聞かないですね。
- 藤井委員（代理） あとはスクールソーシャルワーカーでしょうか。
- 山崎委員 スクールソーシャルワーカーですよ。あと、民間のNPOだと、外に出ていくというのはあるかもしれない。
- 藤井委員（代理） 民間はやりますよ。
- 山崎委員 民間は。
- 藤井委員（代理） もちろん、我々も。現場には行きますよね。
- 山崎委員 東京都というところでは、なかなか難しいですね。もっと出ていくといいと思うんですけど。
- 藤井委員（代理） そうですよ。ただ、出ていくと、どこまでやるのとなっちゃうというのが実はあって。そうか、いいこと聞きました。
- 山崎委員 できることはやりますが、できないこともある。
- 藤井委員（代理） そうですよ。もちろん、そうですね。
- 山崎委員 できることはやるという。
- 和田委員 今日、いらっしゃらないですが精神保健福祉センターは、出ていかないんですけど。
- 座長 そうですね。今日は来ていらっしゃいませんけど、アウトリーチとかやるところがあればいいですね。
- 和田委員 中部総合精神保健福祉センター、それから多摩総合精神保健福祉センターとか。
- 源委員（代理） そうですね。精神保健福祉センターは出ていきます。
- 座長 そうですね。アウトリーチの関係ですね。
- 和田委員 そうそう、アウトリーチの部分があるので。支援機関のバックアップができるという。
- 源委員（代理） でも、ちょっと医療というところで制約はありそうですね。
- 座長 そうですね。医療面というようなところでね。
- 藤井委員（代理） 引き続き、よろしいですか。
- 座長 はい、どうぞ。
- 藤井委員（代理） 実は若年女性の問題も含めて、ここも同じだなと思って聞いていたんですが、恐らく、特に若年層の場合は、窓口につながるさの根本としてあると思うのが、ニ

ーズが本人もわかっていないということじゃないかという。表面化されているフェルトニーズ、もしくは顕在化し表明されているニーズとリアルニーズに相当乖離があったり、もしくはニーズそのものを表明していいんだという感覚そのものが非常に弱かったり、場合によっては、自分の生きることに對しての食欲さそのものが、すごく、削られていたりということによって、そもそも自分は相談してもいいんだ、もしくは相談する場所があるんだということに思いも至らないと同時に、表面化されているニーズと、こちらが本来つかまなきゃいけないニーズに、大きな乖離があることは結構あるんじゃないかと強く思うんですよね。

その際、今のお話にもあったんですが、例えばワークスタートで何週間、しっかりかかわる他者がいるということの重要性と言ったらいいんでしょうか、しっかりかかわり、この人のことを考える他者というのが、本来なら生育環境の中でほかにもあったはずなんだけど、なかなか、そういう他者に出会えずに来ている若者が、結局我々のところに来ているなという印象を強く受けるんですよね。

ただ、その際に、僕らが思うのは、「あんたのリアルニーズはこれだよ」と明らかにすると大体若者は逃げますので。何でかという、本人はみじめさに向き合いたくないですから、もしくはみじめさを回避するために、そんなことまともに感じたら自分が壊れちゃうのわかっていますから、本来のニーズそのものに、自分自身が気づかないふりをしているということもよくあります。我々が恐らく使わなきゃいけない手は、ニーズをねじって出会うと言ったらいいんでしょうか、何か当たりさわりのない表明されているニーズを拾って出会う、リアルニーズにだんだんアプローチしていくという方法じゃないと、なかなか厳しいと思います。とするならば、各相談機関が余り専門性に特化するよりも、一定層の相談機関は曖昧な総合性を持っていないと対応し切れないんじゃないのかというのが最近強く思うところなんですよね。曖昧な総合性というのは、そもそもニーズが曖昧なわけですから、とにかくおいで、こんなことできるかもしれないよ、こういうプログラムもあるけれども、来てもらえれば何か力になれるよということ、見せつつ広く相談を受ける。

そうすると、最近はやりの事業の支援内容の重なりを排除するということは、むしろ真逆の方向なのであって、いかに重ねていくかということのほうが重要なはずだけれどというのが強く思うところです。

例えばこのサポートステーションも就労支援機関であり、若年無業者層の就労のための総合相談窓口と言われていますが、ニーズがほとんどそこではないです。もっとほかのところ

にあります。だけど、就労支援をするよと言っていないと集まってこないですから、ねじったニーズでやっていくというやり方が必要なのかなというのは、今のお話を伺っていても、非常に強く感じました。

○座長 ありがとうございます。

なかなか、相談につながらない人、相談の必要性を感じていない人を、いかに支援につなげていくかというところで、相談していいのかどうかという方も結構いらっしゃるのかなと。そういう方をまず支援につなげて、そこから複合的な課題が見えてきて、ほかの機関も連携しながら対応していくというところで、いかに関係機関同士が連携していくのか。特に保健医療の関わりがポイントになる部分もあるのかなというようには考えております。

それでは、困難な方の相談という点で、T O K Y O チャレンジネットの小田委員のほうで、何かご意見がございましたらお願いします。

○小田委員 先ほど事例を聞かせていただいて、まさに感想なんですけれども、似ていると感じるところがありました。私どもが対応するところでは、住居がなくなるか、なくなるおそれがあるというところで、若者の支援につながり、それで資格取得を含めた支援をしているところです。介護支援コースという、介護の資格を取得して、それで介護の仕事にという支援があるんですけど、今聞いていて、先ほどの藤井委員のお話が、非常にそのとおりだなというところを感じられました。これまで 20 代・30 代の若者の資格の支援に対応していて、スキルだとか、資格だけじゃ全然だめなんですね。支援をしている中で、若者たちがそれ以外のところでのつまずきとか、これまでの人生経験とか、いじめとか、そういった暗いものがあって、なかなか、最初の取っかかりが難しい。ただ、1 回受講すると、一緒に受講している方と非常に仲よくなっているんですね。その中で、生活相談員がついているんですけど、私たちの生活相談員も手厚くかかわっていかないと、大体だめになるというか、孤立して不安になってしまうんですね。あとは、そういった形で資格は取れるんですけど、取れた後の仕事につくときの不安さとか、また、そこで実社会に入るとき、今までは温かい世界があったんですけど、そこから一步実社会に入るとき不安というのがすごい高いので、そこをどうやってフォローしていくかというのが非常に大事かなというふうに思っています。しっかりと他者にかかわったことが少ない、あるいは全くなかったという方に対応する複雑というか、大変さというのは、非常に実感しているところです。

以上です。

○座長 ありがとうございます。

このワークスタート事業もそうですけども、例えば居場所の事業でも、自分と同じような状況の他者と交わることで、いろいろと本人が刺激を受けることもあるのかなと思います。それをきっかけに、また支援につなげていくということで、いろいろご意見をいただきましたけれども、東京都でやっている「若ナビα」は、何でも相談を受けますというスタンスですので、とにかく相談していただきたい。そこで適切な見立てをして、適切な支援機関につないでいくということで、つなぐ際には、援助方針会議を行い、関係機関の皆様を集まっていただいて、それぞれの関係機関は何ができるのか話し合います。例えば就労支援をしている方に対して、それにプラスして医療面の支援も必要だとか、その合わせわざでいかに連携してやっていくかということも、援助方針会議の中でいろいろと議論をしながら支援を進めています。そういったところも、いろいろ連携しながらやっていく必要があるのかなというふうには考えております。

それでは、ご意見はいろいろあると思いますが、時間も少なくなってきたので、次の内容に移ります。

続きまして、警視庁新宿少年センターの青木委員から、ご発表をお願いいたします。

○青木委員 新宿少年センターの青木と申します。常日ごろ、関係機関の皆様には大変お世話になっています。

資料としましては、皆様ご存じだとは思いますが、センターガイドと、ホームページから1枚コピーしたものをお配りしていると思います。こちらをごらんください。

私の話は、支援というところからちょっと離れてしまうとは思いますが、少年の実態ということで、ご参考にしていただければと思ってお話をいたします。

ちょうど全体的な数がまとまってきておりますので、非行の概況ということでお話をしたいんですが、まだ暫定値なのですけれども、大まかに言いますと、非行少年・不良行為少年ともに減少している実態であります。非行少年の検挙人員は5,124人ということで、前年比マイナス516人、これは9年連続減少しております。不良行為少年の補導人員は3万6,205人ということで、これも前年比マイナス1,621人。昨年、たまたま少し増加はしたんですけども、やはり長い目で見ると、今、連続減少傾向というところにあります。数は減ってきているというところですが、内容を見ていくと、いろいろ問題が感じられますので、その辺をお話ししたいと思っております。

罪種別で詐欺が 268 人、これは前年比 104 人と大幅に増加しております。この内容は、振り込め詐欺が 9 割というところになっております。

刑法犯少年の再犯率が 36.5%、これは統計の残る昭和 40 年以降最高の値。これも振り込め詐欺の増加が原因だろうと思います。

特別法犯少年の検挙・補導が 487 名と、前年に比較して 140 人減ってはいるんですけども、大麻ですね、これが 65 人。数は少ないんですが、前年比プラス 10 人ということで、大麻は 6 年連続して微増中ということになっております。

特殊詐欺なんですが、報道等によく皆さんご存じだとは思いますが、昨年の被害総額 84 億 5,000 万円を超えております。これは都内だけの数で前の年のプラス 4 億 7,000 万円というところなんです。全庁を挙げて対策を進めているところではあるんですが、これだけ被害が出てしまっているという状況です。

特殊詐欺に絡んで検挙された少年、238 名いたんですが、学職別は、無職少年が 112 名、続いて高校生が 67 名。再犯の割合が約 7 割となっております。これは、再犯というのは、非行歴のある者が特殊詐欺に加担してしまったというところでありまして。

そういう者が、どうしてそういう犯罪に加担することになったかというのは、地域の不良少年のつながり、先輩から誘われて断れなかった、やばいなと思いながら、ついつい巻き込まれてしまったというようなお話も多いですし、あるいはインターネットで、おいしいバイトありますよというところに安易に乗ってしまって加担してしまったというようなケースもあります。

現在、検挙されて、多摩少年院に入院中の少年を取材をしまして、その者の言動を「後悔」という DVD にまとめまして、その者たちがどうして特殊詐欺にかかわるようになったのか、現在どう思っているかというようなことについてインタビューをさせてもらいまして、現役の高校生などに、防犯教室等で見せるなどの取組をしているところでございます。

続いて、不良行為少年についてです。これも減少に転じているところなんですけど、行為種別で指定行為が 962 名、これが前年比 405 人と、1.7 倍になっているところでありまして、その指定行為というのも、ほとんどがサイバー補導で補導された少年ということで、サイバー補導で補導された少年が 947 名、前年比 426 名ということになっております。

サイバー補導といいますのは、中高生がスマートフォンを持つようになるようにつれまして、安易なアルバイト感覚で援助交際や下着売買を求める書き込みをして被害に遭う少年が

ふえてしまうということがおきました。そこで、警視庁では 2013 年より、インターネットの書き込みをパトロールしており、危ない書き込みを見つければ、それを書き込んだ者と直接会って注意を与えるというサイバー補導というのを実施しているんですが、その絡みで、これだけの補導件数が上がっているというところになっております。

(個人情報のため、削除)

こういったサイバー補導される少年は、ぱっと見は本当に普通の感じの子です。以前、実際の制服でやってきたという子もいました。通常、盛り場をパトロールして補導しているんですが、ちょっと心配だなと思って声をかけるような子たちとは、あくまでも一線を画すというか、本当に普通の感じの子たちであります。彼女たちは、ネットでやりとりをしていけば、大体どんな人かわかる、全然危ないと思ったことはないというようなことを言うんですけども、ご存じのとおり、座間の事件もありましたし、最近、茨城で発生した薬科大生の事件とか、あれは被害時 18 歳だったと思うんですけども、インターネット上のやりとりから被害につながっているという実態があります。

また、相談件数では、オンラインゲーム依存ですね。ゲームがなかなかやめられない、昼夜逆転してしまっているなんていうような話題も最近よく出てきているところであります。

近年、毎年アンケート調査をやっているんですが、昨年は、中高生のネット利用に関してアンケート調査をやらせていただきました。ちょうど数日前に警視庁のホームページにアップいたしましたので、そのうちの 1 ページをコピーしてお配りしました。中 2 から高 3 まで 4,200 人余りの少年と、あと、先ほどお話ししましたサイバー補導された少年にも、同じアンケートを実施しております。詳しいところはホームページをごらんいただきたいと思っているんですが、警視庁を検索していただいて、「安全な暮らし」という項目があります。その中の新着情報に載っております。

アンケートの中では、夜遅くまで遊ぶとか、個人情報を書き込むとか、いろいろな危険な項目について、どう答えるかによって点数化しまして、リスク認知度が高い・低い、あるいはサイバー補導されたという、三つの群で比較検討というのをやってみました。周りの人に対するストレスを感じたときどうするかという反応などが、群によって対応が分かれています。興味深かったんですけども、「自分で解決する」というのが多いんですが、その次に選ぶのが、リスク認知度が高い、警戒心がある群では、「一応原因を考える」とか、「友達や家族に相談する」という対応が出てくるんですけども、低い群では、「その人のことを考えないよ

うにする」というような回答が来ます。一方、サイバー補導群では、「何もしないでそのままにする」というのが続いてしまうという感じです。特にサイバー補導群では、「ネットで誰かに相談する」とか、「ネットに書き込みをして気を紛らわす」、「ネットで知り合った人と遊びに行く」などなど、ネットに頼った解決方法をしてしまっていることがうかがえます。

このほかにも、リスク認知度が低い群やサイバー補導群の特徴としましては、「よい自己イメージが持てない」、「将来への明るい見通しが持てない」等の特徴もありまして、現実のトラブルに、見なかったようにするというような回避的に対応することで問題が長期化してしまったり、ストレスの解決ができずに、さらにネットに依存するという負の悪循環が起きている様子もうかがえます。また、この群は、「お金がなくても楽しく遊べる」という回答が低くて、「お金があるときは友達におごる」とか、「お金の使い方によって保護者に叱られることが多い」ということも、特徴として見えてきたところであります。お金に頼った遊び方をしているんだらうなということが、そこからもうかがえるところです。

少年育成課では、居場所づくり、就労支援、就学支援など、関係機関の方々と協力させていただきながら、問題を抱えた層への再犯率を下げる取り組みもさせていただいているところです。また、問題がないように見える層にも、安全教室などを通じて、インターネットの危険性について訴えたりとか、家庭内のルールづくりを進めていただくように、引き続き働きかけを行っていきたいと思っているところでございます。

時間が過ぎてしまいましたが、ご参考にしていただければ幸いです。

○座長 ありがとうございます。

非行少年の関連で、最近の傾向として、特殊詐欺が多いとか、サイバー補導の関係も多いということでお話をいただきました。

私どもの青少年・治安対策本部の治安課でも、特殊詐欺の対策ということで、いろいろ普及啓発もやっており、最近としては非常にこのケースが多いとうかがっています。

先日、区市町村の職員向け研修で、多摩少年院にお伺いをさせていただいたんですが、特殊詐欺の関係で少年院に入っている方も結構いらっしゃるとうかがい、最近そういうケースが本当に多いんだなというのを実感した次第です。

それでは、非行少年の関連で、少年院ともいろいろと連携しながら支援を行っている、育て上げネットの井村委員のほうで、何かご意見がございましたらお願いいたします。

○井村委員 貴重な資料をありがとうございます。

なぜ再犯するのかというのを考えるべきかなと今思っています。例えば本人が犯罪に巻き込まれて、通帳を犯罪に使われてしまった人は、通帳をもう一回なかなかつくれないんですよ。その子が働きたいと思ったときに、今は、給与振込も通帳だと思うので、通帳を出してくださいと雇用主から言われて、「いや、持っていません」と言ったら、たぶん、雇ってくれないですよ。そういう子がどこで働くんでしょうかというのは、僕ら大人が問われているんじゃないかなと思うんですね。先ほどのワークスタートのときに伊藤委員がおっしゃっていた、今、雇用が改善しているので、残っているケースは難しい人たちだと。それは本当に複雑で対応の難しさを持つ。多分、我々が考えないといけないのは、先ほど前段で専門機関につなぐという話がありましたけど、専門機関につないで、この問題は解決できるんだろうかというのをここで考えなきゃいけないと思うんですよ。

先ほどのワークスタートの二つ目のケースで、この子がこのままで働ける場所はないだろうかというのを考えていました。去年、「若ナビα」の開所記念講演会的时候にも私はお話させていただいていたんですけども、多分、これからは、もちろん本人たちの努力も必要なんですけれども、困難を抱える子供が大人になったときに、その人のままで働けるような、そういう仕事場というのをみんなで作っていくというのは大事なのかなと思います。

私からは以上です。

○座長 わかりました。そうですね。どのように周りが支えながら支援をしていくかというところが重要だというお話だったかと思います。

それでは、あとは非行少年の支援という観点では、「若ナビα」のほうでもいろいろと担当されていますので、奈和良委員、お願いします。

○奈和良委員 貴重なお話、ありがとうございました。

そうですね、お話をお伺いしていて、少年犯罪の数が減少傾向にありながらも再犯率が高く、びっくりいたしました。若ナビαに相談をしてくれる方たち、まだ件数としては非行関係は少ないんですけども、こういう子たちが、先ほど井村委員からもお話があったかと思うんですが、実は加害者が被害者でもあったというようなお話を聞いていると、知的とか発達課題があって、被害を受けたり、取り込まれやすい子たちは、家庭や社会、学校に居場所がない。あとは家庭や身近に相談できる人がいないということもあるでしょうし、あるいは、心配をかけたくないから身近な人には言えない、そういう若者がとても多いです。そういう子たちが自然に、例えば、放課後、高校生の居場所を学校内につくって、そこで放課後

を過ごすというような事例も、都外の自治体で、拝見しました。地域にこういったいろいろな形の居場所が必要だとすごく感じていて、都の若者社会参加応援事業などもありますけれども、いかにも相談から入るのではなくて、何となくあそこに行きたいなと思える場所がたくさんあちこちにあって、今日はあそこに行ってみようかなとか、何かそういう居場所の中から相談につながればと思います。先ほどリアルニーズというお話も出ていましたけれども、若ナビαでも、本当に表面的な相談から入るんですよね。実際にじっくりかかわってお話を聞いていくと、本来のニーズが出てきて、じゃあ、そこから支援だねと入っていきます。仕事に関する意欲がない、やる気が出ないというところをリワークの方たちがじっくりかかわって、やる気を引き出してくださるって、すごくいいなと思いましたし、非行の場合は、なかなか支援が難しく、支援機関が1カ所ではおさまらなかつたり、他の支援機関へつないでも、うまくいかないと、そのまま尻切れとんぼになっちゃうことが多いんです。若ナビαでは、失敗したら、またこっちへ戻ってきてと声をかけています。居場所であってもいいし、もしうまくいなくても、またここへ行けばいいや、ここだったら相談にのってくれるという、長くかかわってくれるような機関が必要だと考えています。少し非行と離れてしまいましたが、とにかく相談につながりにくい若年者の支援というところでは、C o l a b oさんでもライトハウスさんでもBONDプロジェクトさんでも、相談からではなくて、物品を提供したり、食事を一緒にしようとか、そういったところから入っていつているというのが、行政ではなかなかできづらいところなので、民間の支援機関にも、どんどん訪問しながら、連携ができたらいいなと感じました。

○座長 ありがとうございます。

非行少年の関係ということでご意見をいただきました。

今、三つの案件について発表をいただきまして、それについて意見交換を行ったということで、さまざまな困難を抱える若者等への支援、取り組みや課題等について、本日、ご参加の委員の皆さん方と共有するとともに、今後の連携に向け、ともに考える契機になったと思います。引き続き連携を図りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議題（3）になりますが、各構成機関からの情報提供等ということで、本日、ご提供いただいたリーフレット等もごございますけれども、各委員の皆様より、情報提供等ございましたらお願いできればと思います。

○大内委員 消費生活総合センターの大内でございます。

本日、資料をお配りしておりますが、1月から3月は「若者向け悪質商法被害防止キャンペーン月間」でございます。裏面の下に構成員が並んでいますけれども、関東甲信越ブロックが共同で、キャンペーンを実施しております。東京都では3月に特別相談を実施します。

表紙の一番下のほうを見ていただきますと、「若者トラブル 110 番」ということで、3月11日と12日に特別相談を実施いたします。この特別相談の実施自体は、2月28日にプレス予定ですので、この場ではお配りできません。全体のキャンペーンの資料だけでございますけれども、若者の消費生活にかかわる相談でございますが、関係機関への周知等、よろしく願いいたします。

以上です。

○座長 ありがとうございます。

若者が被害に遭わないように、キャンペーンを組んでいるということです。

チラシに競泳の池江選手が出ていますけれども、まずは治療に専念をしていただいて、早く元気になっていただきたいなど、日本全国の皆さんが思っていると思います。

この動画は3月まで見られるのですか。

○大内委員 そうです。はい。

○座長 わかりました。

若者を被害から守るということで、キャンペーンのご案内でございました。

それ以外には、何かございますか。

東京チャレンジネットのリーフレットをお配りしていますので、ご説明をお願いします。

○小田委員 先ほど少しお話をしたところですが、若年被害女性等モデル事業のほうで、もし住居がない方、なくなるおそれのある方がいたら、こちらのほうでも連携してやっていきたいなと思っております。

以上です。

○座長 ありがとうございます。

それ以外に、「若ナビα」とひきこもりサポートネットで、何かございますか。

○奈和良委員 「若ナビα」のホームページが12月にリニューアルされまして、「支援機関の皆様へ」というページを新たにつくりましたので、そちらをごらんいただければと思います。

○座長 サポートネットはいかがですか。

○大山委員 特にはないんですけれども、「死にたい」ですとか、「自殺をこれからします」と

いう案件が、最近は多くて、ひきこもりサポートネットでは、アドバイザーとして、東京足立病院の精神科医の内野先生とご相談させていただいて、自殺の切迫性を判断する一つの材料として、電話の横にアセスメントシートというのを置いて先月から利用しています。もちろん、緊急性を要する場合は、すぐに警察にという形なんですけれども、切迫性の初段階なのか中段階なのか高いのかというのを、我々のほうでも少しは判断できるようにということで、内野先生のご協力を得まして、アセスメントシートを利用する形に今なっております。

一応、情報というか、お知らせというか、よろしくお願ひします。

○座長 ひきこもりサポートネットのほうも、いろんな相談があるんですけども、いかにきちんと見立てをしてつないでいくかというところで、いろいろ工夫をされてやっているということです。ひきこもりサポートネットでは、ケース検討会議ということで、区市町村のほうに出向いて、関係部署に集まっていただく仕組みもありますので、そういう点でも連携を図りながらやっていければなとは思っております。

あと、「若ナビα」のホームページのリニューアルについてですが、若者が支援につながるようにということで、できるだけ気軽に相談していただけるように、相談しやすいようなホームページを新たに作成しましたので、また機会がありましたら、ごらんいただければと思います。

今日、予定した内容は以上ですけれども、全体を通じて、どうしてもこれだけは言いたいというご意見等ありましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

(なし)

○座長 それでは、事務連絡をさせていただきます。

本日の会議では、各関係機関の皆様から多数の資料をご提供いただきました。若者の自立支援に関する一層の連携強化に向けまして、ぜひ、本日の会議の内容について、お持ち帰りいただきまして、関係各所で情報を広く周知、情報共有していただければと思います。

平成 31 年度につきましても、組織改正等ございますけれども、若者の自立支援については引き続き当本部で担当するというところで、連絡調整部会は、年 2 回開催予定となっております。今後とも、支援機関相互の理解を深めつつ、若者支援に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、平成 30 年度第 2 回の東京都子供・若者支援協議会連絡調整部会を閉

会いたします。本日は、どうもありがとうございました。

午前 11 時 48 分閉会